

株式会社 鉄人化計画 定款

2023年11月29日改正

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社鉄人化ホールディングスと称し、英文ではTETSUJIN Holdings, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. カラオケルームの直営店経営およびカラオケルームの運営受託ならびにフランチャイズ・チェーンシステムによる事業
2. 遊技場(ゲームセンターおよびビリヤード場ならびにその他の遊技施設により客に遊技させる営業)の経営
3. まんが喫茶の経営
4. カラオケ機器集中管理システムならびにカラオケ機器および周辺機器の開発、リースおよび販売
5. 電気製品、情報通信機器、映像機器および音響機器の企画、開発、製造、販売、リース、レンタル、設置工事および保守管理
6. 不動産の売買、仲介、管理および有効利用に関するコンサルタント業務
7. 飲食店用管理システム機器ならびにPOSシステムのリースおよび販売
8. 商業店舗、オフィス、ホームセンター等のオートメーション機器の企画、開発、製造、販売、設置工事および保守管理
9. コンピューターソフトウェアの販売および使用許諾
10. コンピューターおよび端末装置、通信機器等情報処理機器、周辺機器のハードウェア、ソフトウェア、システムの企画、開発、製造、販売、設置工事および保守管理
11. パソコンならびにモバイルによるインターネットを利用した情報提供サービス業、通信販売業、情報提供の仲介業、音楽ソフト、映画・映像ソフトならびにデジタルコンテンツ等の製作、販売、保守、配信、上映、管理
12. インターネット、モバイル、ブロードバンドのウェブサイトの企画、制作、運営およびサーバー機器の貸与
13. エンターテインメントに関するコンテンツを利用したイベントおよび販促企画・制作
14. メディア事業
15. 広告代理店
16. 古物営業法に基づく、前各号に関連する中古機器ならびに古物の買受、売却、交換、交換の委託請負、保守、管理
17. 飲食店の経営および食料品、飲料、弁当、加工調理食品の製造、販売ならびに宅配
18. フランチャイズシステムによる飲食店の経営および食料品、飲料、弁当、加工調理食品の製造、販売ならびに宅配
19. 17号、18号に関する加盟店の募集ならびに指導業務およびコンサルタント業務
20. 17号、18号の業務に附帯関連する企業等の事業譲渡、資産売買、資本参加、業務提携、合併および再生等の業務ならびにそれらに関する斡旋、仲介およびコンサルタント業務
21. グッズの企画、製作、販売
22. 音楽、映像に関するソフトウェア等の企画、製作、販売、リース、レンタルならびに著作権等の財産権の取得、譲渡、貸与
23. ネイル、メイクアップサロン、エステティックサロンおよび美容院の経営
24. ネイル、メイクアップサロン、エステティックサロンおよび美容院のフランチャイズチェーン加盟店の募集ならびに指導
25. 美容商品の企画、製造および販売
26. 店舗ならびに内装の企画、設計、デザインおよび施工

27. グラフィックデザイン、プロダクトデザイン、ウェブデザインの企画、制作および販売
28. 市場調査および経営コンサルタント事業
29. 遊技場および店舗等の商業施設の運営、経営、管理および有効活用
30. 子会社および関係会社に対する経営管理および経営指導
31. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、23,712,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

(株式取扱規則)

第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第14条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

#### (招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

#### (決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

### 第4章 取締役および取締役会

#### (取締役の員数)

第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、5名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

#### (取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。

- 2 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。
- 3 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 4 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
- 5 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

第22条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 増員または補欠により選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第23条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を取締役（監査等委員であるものを除く。）から選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規則）

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第30条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

第32条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行

(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第5章 監査等委員および監査等委員会

(常勤監査等委員)

第33条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(期末配当金)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第44条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当

会社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

#### 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第1条 平成29年11月開催の第19回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。
- 2 平成29年11月開催の第19回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

(商号変更に関する経過措置)

- 第2条 第1条(商号)の変更は、2024年2月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本条は第1条(商号)の効力発生日後削除されるものとする。

以上は当社の変更後の定款である。

2023年11月29日

東京都目黒区碑文谷五丁目15番1号

株式会社 鉄人化計画

代表取締役 根来 拓也